

第 131 回高知県都市計画審議会

平成 23 年 2 月 7 日（月）14 時～16 時

高知城ホール 大会議室

出席者

審議会委員：池永委員、大倉委員、大年委員、康 委員、島田委員、竹内委員、
竹本委員、千浦委員、横山委員、桑名委員、黒岩委員、水口委員、
阪口代理委員、三保木代理委員、廣瀬代理委員、原田代理委員

関係機関：宿毛市、建築指導課、港湾・海岸課

事務局：都市計画課

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 131 回高知県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の進行を務めさせていただきます、都市計画課、課長補佐です。よろしくお願いいたします。

本日は、当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして 16 名の方のご出席をいただいています。

当審議会条例 第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員の出席をいただいていますので、当審議会が成立していますことを、ご報告いたします。

本審議会は、昨年 8 月 1 日に 委員の改選を行っており、改選後、初めての審議会となりますので、初めに委員の皆様について、名簿順に 紹介をさせていただきます。

まず、学識経験のある者といたしまして、高知県民生委員、児童委員協議会連合会副会長委員様、公募により委員にご就任いただきました委員様、高知大学教授の委員様、同じく高知大学教授の委員様、建築士の委員様、高知工業高等専門学校教授の委員様、土佐電気鉄道株式会社代表取締役の委員様、公募により委員にご就任いただきました委員様、高知商工会議所会頭の委員様、公募により委員にご就任いただきました委員様、なお、弁護士の委員様、高知県農業会議会長の委員様は、本日は所用により欠席となっております。

次に、市町村を代表する者として、高知市長の委員様は、本日所用により、欠席となっております。

次に県議会を代表する者として、高知県議会議員の委員様、同じく高知県議会議員の委員様。

次に、市町村議会を代表する者として、高知市議会議長の委員様ですが、若干遅れています。

最後に、関係行政委員としまして、農林水産省中国四国農政局長代理の中国四国農政局農村振興課長代理委員様、国土交通省四国地方整備局長代理の四国地方整備局土佐国道事務所長代理委員様、国土交通省四国運輸局長代理の四国運輸局高知運輸支局長代理委員様、高知県警察

本部長代理の交通規制課長代理委員様。

以上の20名により、当審議会は構成されています。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

配席図、委員名簿、議案書と、本日の審議会の説明資料をプリントしたものが6種類でございます。皆様、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に会長の選出に移らせていただきます。

先ほども申しましたように、当審議会は、昨年8月に改選され、現在、会長についても空席となっておりますので、ここで会長の選出を行います。

仮議長の選出とお諮りするところですが、議事の進行上、事務局から仮議長を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。ご賛同いただきましたので、委員に仮議長をお願いし、ここで進行を交代させていただきます。よろしく申し上げます。

(仮議長)

会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

当審議会は、都市を形成する根幹的な施設等を、都市計画決定する際、その計画が適正であるかどうかの審議を行い、知事に答申するための重要な機関です。また、適正・公正な審議をリードしていく会長の責任は重大です。

会長選出については高知県都市計画審議会条例、第4条第1項の規定により、学識経験のある者の委員の中から選出すること、になっています。どなたか、会長に立候補される方、また、推薦される方はありませんか。

(委員)

はい。去年に引き続き大年委員さんをお願いしたいと思います。

(仮議長)

ただいま、大年委員との声をいただきましたが、他にご推薦はございませんか。

(各委員)

ありません。

(仮議長)

ないようですので、それでは当審議会会長として、大年委員にご同意いただける方は、挙手をお願いいたします。

賛成多数です。

よって、当審議会会長に大年委員が選出されました。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱、第5条に、会長が議長となって、会議を主宰することとなっていますので、会長をお願いします。

よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま、会長に選出されました大年です。どうぞよろしくお願いします。

この都市計画審議会は、高知県の都市計画を最終的にきっちり確定するのに必要な会議であります。

また、したがって、公明、正大に、あるいは厳粛に進めていきたいと考えておりますので、委員の皆さん、どうぞ協力と活発なご議論を是非ともよろしくお願いします。

それでは、お手元の資料の議案書に次第がついております。今日の議事の一番目「用途地域指定のない区域における建築基準法による建築規制の指定について、宿毛都市計画区域」ということで、事務局の方から、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局の方から説明させていただきます。最初に議案の朗読からさせていただきます。議案書の3ページ目をお開きください。それでは、朗読をさせていただきます。

22 高都計第 572 号、平成 23 年 2 月 4 日

高知県都市計画審議会会長様、高知県知事

用途地域のない区域における建築基準法による建築規制の指定について、宿毛都市計画区域。

このことについて、建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 1 号、別表 3、に、欄五、及び、第 56 条第 1 項第 2 号 2 の規定により、別紙のとおり審議会に付与します。

次のページを開いてください。

計画書

宿毛都市計画区域のうち追加される区域における建築物の容積率、及び建ぺい率、並びに建築物の各部門の高さの制限の指定について。

宿毛都市計画区域のうち追加された都市計画区域において、次のように変更する。

番号 1、面積 1910.1ha。

第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値、10 分の 20

第 53 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値、10 分の 6

第 56 条第 1 項第 1 号の別表 3、表（に）、欄五の規定に基づく数値 1.5

第 56 条第 1 項第 2 号 2 の規定に基づく数値、2.5

変更理由から以降につきましては、別の添付資料で詳しく説明させていただきます。

それでは、お手元の第 1 号議案の資料と同じものがスクリーンにもありますので、併せてご覧になってください。それでは説明させていただきます。

最初に都市計画法と建築基準法の関係について説明をします。都市計画法と建築基準法は、まちづくりにおいて重要な役割をもった法律で、お互いが関わり合って都市が形成されます。都市計画法では、都市を形成する区域や土地利用、施設などの立地を定め、建築基準法では個別の建築物の用途や形態の基準を定めています。そのことから、都市計画区域内では、都市の機能の確保や適正な市街地環境の確保を図るため、建築基準法により建築物の形態に影響を与える制限が規定されています。

次のページをお開きください。

都市計画区域内での建築規制について説明させていただきます。都市計画区域内における建築規制には、建築物の容積率、建ぺい率、高さの制限などがあります。

用途地域が定められている区域の建築規制は、建築基準法で規定する範囲で市町村の都市計画決定により指定します。一方、用途地域が定められていない区域の建築規制は、建築基準法で規定する範囲で特定行政庁が土地利用の状況を考慮し、県都市計画審議会の議を経て指定します。今回の審議案件は後に述べた方に該当します。また、用途地域が定められていない区域の建築規制を定める手続きや指定の基準につきましては、県が手続き要綱を定めています。

次のページをお開きください。

今回、建築規制を指定する区域について説明させていただきます。該当する都市計画区域は、左の図のピンクで着色されています、宿毛市の一部で構成されている宿毛都市計画区域です。宿毛都市計画区域では、区域区分を行っていませんが、商業地や住宅地のなどに用途地域を指定しています。また、今回建築規制の規定を提案する区域は、右の図の赤丸で囲っている三ヶ所の区域です。この区域は用途地域が指定されていないので、建築規制については本審議会の議を得て指定することとなります。

次のページをお開きください。

今回、建築規制を指定する図面です。今回、建築規制を指定しようとする区域は、下側に赤で着色している宿毛市池島、片島、新田の 3 地区です。面積は合わせて 20.4 h a となっております。

次のページをお開きください。

次に、今回指定する建築規制の種別について図を用いて説明します。容積率は建築基準法第 52 条に規定されており、敷地に対して建築することができる床面積の合計の割合の上限を定めています。建築物の密度を規定することにより採光、日照、通風などの市街地環境を総合的に確保することを目的としています。建ぺい率は建築基準法 53 条に規定されており、建築物が

敷地面を覆う割合の上限を定めています。敷地内の一定の空地を確保し、住環境を確保すると共に、防災上の安全性を確保することを目的としています。

次のページをお開きください。

道路斜線制限とは、建築基準法第 56 条第 1 項に規定されており、道路に面した敷地で建物を建てる時の高さの上限を定めています。市街地において、道路および建築物の採光、通風を確保することを目的としています。

隣地斜線制限とは、建築基準法第 56 条第 1 項に規定されており、隣地と接する建物の高さの上限を定めています。隣接する建築物の相互の日当たり、通風などの環境を確保することを目的として定めております。

次のページをお開きください。

ここでは、用途地域の指定のない区域の建築規制についての一般的な考え方と、今回指定する周辺の建築規制について説明をさせていただきます。

平成 12 年の建築基準法の改正により、用途地域の指定のない区域の建築規制につきまして、全て一律の基準から、地域の実情に合った基準に変更できるようになりました。このことから、本県では用途地域の指定のない区域における建築形態制限指定基準を定め、平成 16 年に宿毛市を含む県下の該当する区域について規制、指定を行っております。指定基準では、原則として容積率 200%、建ぺい率 60%、道路斜線制限が勾配 1.5、隣地斜線制限が高さ 31m、勾配 2.5 とすることとしています。但し、漁村集落のような高密な土地利用が相当進んでいる既存集落地区や、自然環境の保全の必要性が高い環境保全地区など、5 つの例外規定があり、それぞれの別の基準を指定することができます。宿毛湾港周辺では図に茶色で着色していますが、大島地区、片島地区を既存集落地区として指定しており、その他の地域は一般的な地区として容積率 200%、建ぺい率 60%などを指定しています。

次のページをお開きください。

今回指定する区域の建築制限の規定に関する考え方について説明させていただきます。

宿毛市都市計画マスタープランでは、臨海部の土地利用について、宿毛湾港池島地区を海の玄関口として整備するなど、片島地区などの既存の臨海工業地区と一体化して、土地利用の活用を進めていく方針となっています。また、先ほど説明しましたとおり、当該区域周辺においては、平成 16 年に容積率 200%、建ぺい率 60%などの建築規制が定められています。今回指定する区域は、周辺地域と同じ土地利用であることから、現在定められている周辺の建築規制と整合を図り、建築規制を以下のとおり指定したいと考えています。

容積率 10 分の 20

建ぺい率 10 分の 6

道路斜線制限、勾配 1.5

隣地斜線制限、高さ 31m、勾配 2.5 となります。

次のページをお開きください。

最後に、今回の建築規制の指定にあたって、県建築指導課が定めた手続き要綱の流れと、実

際の手続きについて説明します。

まず、建築規制については、市町村が指定の区域、基準についての素案を作成します。その素案については、県の関係各課と協議を行い、土地利用上支障がないかの確認を行います。その後、住民説明会を行い、その意見を素案に反映し、原案を作成します。原案は2週間縦覧することとなっており、県建築指導課と宿毛市において、本年1月18日から2月1日まで実施されました。その期間に、住民は意見書提出することができますが、意見書の提出はありませんでした。この原案は、本年2月3日に開催された宿毛市都市計画審議会で審議され、原案通りで答申されております。それにより、宿毛市の正式な建築規制の案として、特定行政庁である県に申請され、当都市計画審議会に届くため本日に至っております。当審議会で案を承認いただいた後、県の告示、宿毛市の公告をもって建築規制が定められることとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

(会長)

審議をいただく前に、ちょっとすみません。2点抜かっておりましたので、今、確認させていただきます。

会長代理者の氏名というところが抜かっておりました。会長と同じく空席となっています会長職務代理者について、当審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきたいと思っております。

会長職務代理者については、竹内委員さんをお願いしたいと思っております。

竹内委員さん、よろしくお願ひします。以下の委員さんよろしいでしょうか。

よろしくお願ひします。

(会長)

それと、次に、当審議会運営要綱第10条第3項に、会長が議事録の署名委員を指定、指名することとなっておりますので、指名させていただきます。

今回の審議会は、池永委員さんと千浦委員さんを指名させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

どうも失礼しました。

それでは、ただいまのご説明、それと議事事項に対しましてのご意見を今からいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。どなたか、ご意見、ご質問などありましたらお願いしたいと思っておりますが、はい、どうぞ。

(委員)

用途地域が確定していない地域ですけれども、販売にあたってこういう建物は建ててはいけませんっていう、そういう地区計画のような決まりがありましたら教えてください。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

まず、土地に対しまして用途地域か分区を定めるかにつきまして、まず、2つ場合のやり方があります。今回の指定する地区に、地域につきましては、港湾として土地利用をするということで分区の指定を考えております。そういったことで、この前、前回の18年22年の臨港地区の指定のときにつきましても、この案を説明させてもらっておりますけれども、今後ここにつきましては分区指定ということを考えて、検討しております。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(委員)

平成16年から規制指定ということなるわけでございますけれども、今、22年度になってですね、これまで、規制が指定されていなかったわけでございますが、この空白の期間というものはですね、どういう状態にこの土地というものがあつたのか。そしてまた、今、なぜやらなくてはいけなくなったのかということの説明いただきたい。

(事務局)

現在の建築規制の指定につきましては、平成16年1月に告示いたしまして、平成16年4月から発行しております。その時点で現在3ヶ所指定しておりますけれども、1ヶ所につきましては建築中で、その時の告示に間に合っていなかったのが2ヶ所につきましては、その当時の埋め立て中ということもありまして図面に記載されていなかったことなどから、結果的に指定されていない形になっております。本来ですと区域内に土地ができた時には指定すべきものでありますので、今回判明いたしましたことから早急に範囲指定することが必要ということで今回指定させていただいております。

(委員)

判明という言葉がありましたけれども、これはどこが抜かっていた形になっているのでしょうか。

(事務局)

抜かっていた箇所につきましては、現在、指定した3ヶ所です。

(委員)

どうしてこの中で判明という言葉があったんですけれども、分からなかった理由ですね。そういうところを教えてください。

(事務局)

白地地域に指定します、具体的に池島地区とかいうのは、図面にあるのは、池島地区などが、埋め立て部分が、まだ、都市計画の図面に記載されておりませんでした。そういったことから、法定図面にするところに、埋め立て地が反映されていけませんので、図面からもれていたという形になっております。

(事務局)

すいません。変わってお答えさせていただきます。

本来、埋め立て地というのは、埋め立てが完了いたしますと、埋め立ての完了報告で陸地になります。陸地になった時点で、この場合ですと地先水面まで都市計画区域へ含んでおりますので、必然的に都市計画区域、用途指定のない白地の都市計画区域になっているっていうことになってございます。当然、埋め立てが完了した時点で、白地の都市計画区域になっていきますので、本来ですと、この時点で、用途指定、先ほどいったように用途を指定するのか、ちょっと最初に説明に抜かりましたけど、一定都市的な土地利用をするっていうのであれば、地区計画でありますとか、用途指定とするというようなことを、まず市町村と港湾管理者の間で意思決定をして、それぞれの手続きに進んでいくっていうことになります。今回、さきほど説明もありましたように、ここにつきましては、港湾的な土地利用をしていくということで、港湾管理者の方が分区なりを指定し、併せて、建築基準法を所管しております部局の方で建ぺい、容積を指定していただくという手続きに入ります。ただ、ちょっと宿毛市の方で都市計画図に記載が遅れたとかと、いうようなことも併せてございまして、何年間かその白地のまま置いてあった、指定せずにおいてあったということとございまして、今回これが判明しましたので、早急に指定させていただいたということとでございます。

(会長)

今の話でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

白地のまま、何もしないでおいてあったわけだから、結局は何もしてないわけですね。埋め立てたままの状態がしばらく続き、図面に落とし込まれていなかったという、理解でよろしいですか。

(事務局)

今回、指定する所につきましては、4件建築確認がおろされております。そのうちの2件につきましては、16年の白地に指定前に建築確認をしていますので、有効であると考えています。その後、1件、建築確認をなされて建築されております。今、建築中といたしますか、建築確認だけ出されている案件が1件の計4件ございます。

(会長)

その4件っていうのは、今日、建ぺい率と容積率とかをこういう形でやっていきたいという提案があります、提案、諮問もありましたけど、それとは整合していますか。

(事務局)

はい、今回指定する建ぺい、容積率とは、今の建築確認に整合しております。

(委員)

すみません。用途的には適合していますか。建物の用途ですが。

(事務局)

用途につきましては、ここは県が造成して販売しており、販売分譲しております、分譲する時に、まず、埋め立て申請の土地利用の登録票と整合した形での販売という形になっております。

(会長)

港湾計画の中で、その場所がどういうふうな用途に位置づけられているのか、というような、そういう話をしていただければと思います。

(港湾海岸課長)

港湾海岸課長です。よろしく申し上げます。

臨港地区につきましては、基本的に先ほど話がありますように、分区指定をできるだけすみやかにするというのが基本でございます。委員ご指摘の用途に関しては分区の内容によって、その用途が決まってくるというふうな状況でございます。

この臨港地区指定する際にですが、基本的には、この埋め立て用地については、前面は船舶

が利用する係留施設等でございまして、その背後に、工業工区とか、あるいは、厚生工区とかそういったものを計画してございます。

ただ、現時点では、まだ、宿毛市あるいは港湾ユーザーとの調整が取れてない段階でございますので、港湾の分区指定が、まだできてない状況です。調整がとれ次第、分区指定をしていきたいと考えていただきます。

現在の建物については、計画をしてございます分区に対して適合してございます。

(会長)

その他ありますでしょうか。

今回、諮問を受けてますのは、当該区域の容積率及び建ぺい率、それがただいま説明がありましたような形の制限でよろしいかという、そういう諮問ですので、その部分についての審議という形にさしていただければと思います。

特に、今の2つの事についてもご意見ないようですので、それでは、今、説明がありました1号議案につきましては、原案どおりということで、答申させていただきたいと思ひます。

ご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

はい、異議なし。

(会長)

それでは次が報告事項。報告事項が1件ありまして、「高知広域都市計画区域マスタープランについて」ということで、初めに今までの経緯について事務局の方で説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局の方から説明させていただきます。お手元の資料1よりずっと説明させていただきますので、資料1をご覧ください。

前の方に映している資料と、お手元の資料を併せてご覧になっていただければと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、都市計画マスタープランとは、でございませけれども、都市計画マスタープランはおおむね20年後の都市の姿を展望して、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を定めたものでございまして、高知広域都市計画区域では、平成16年3月に区域マスタープラン、以降区域マスタープランと呼ばせていただいておりますけれども、区域マスタープランを平成16年3月に策定しています。

この都市計画区域マスタープランの内容としましては、資料に記載していますように、都市計画の目標として、まちづくりの基本的な理念や、将来の都市像、また、区域区分の有無のなどについて定めています。

次に、見直しの背景について、説明させていただきます。

左側の中段に記載していますように、見直しの広い背景としましては、現在の区域マスタープランでの予測を上回る急激な人口減少や、中心部、中心商業地の衰退など、社会情勢に大きな変化がみられたことがあります。また、平成 18 年に、都市計画法などが改正されるなど、都市づくりに関わる状況が大きく変化し、このような社会情勢の変化や、都市計画法などの改正に対応するため、マスタープランの見直しをすることとしました。

次に、区域マスタープラン策定委員会の設置について説明させていただきます。

県では、区域マスタープランの策定に当たっては、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが重要であると考え、区域マスタープランの策定委員会を設置することとしました。

この策定委員会の委員の構成は、資料 5 として委員名簿をつけさせていただいておりますけれども、区域マスタープランの策定に必要な分野の学識経験のある方や、高知広域の市町、県の関係課の職員などにより組織されております。

また、策定委員会で検討された事項について、都市計画審議会に報告するとともに、審議に加わっていただくために、都市計画審議会に専門委員を置くこととし、これにつきましては、昨年 3 月に開催されました第 130 回都市計画審議会でご同意をいただいたところです。

この専門委員は、高知県策定委員会のなかの、高知県農業会議事務局次長の委員にお願いしておりますけれども、本日は所用のため欠席となっております。これで、都市計画区域マスタープランの見直しの経緯について説明させていただきました。

(会長)

以上が経緯ですが、今説明されましたように、このマスタープランの策定に委員さんが専門委員ということで出席していただいて、この都市計画委員会でも報告をいただくという手はずだったんですけども、所用で欠席ということですので、委員さん方の報告の内容を事務局の方で預かっていることでもありますので、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、高知広域都市計画区域マスタープランでの審議の経過と内容について、委員に代わり、ご報告をさせていただきます。

なお、この説明の内容、ご報告の内容については、委員さんの了解をいただいております。

それでは、同じく資料の 1 をご覧下さい。

まず、「高知広域都市計画マスタープラン」の素案の策定につきましては、左側下段にありますように、平成 22 年 6 月、11 月、23 年の 1 月の 3 回、策定委員会を開催し、審議を行ってまいりました。

今後は、本日までご議論いただいた内容とともにパブリックコメントの意見を踏まえた案をもって、第 4 回策定委員会に提案し、最終的な素案として、法定手続きに入ると聞いております。

次に、今回の策定に際しては、現行の区域マスタープランを基本としまして、今後の更なる人口減少や高齢化等の都市の課題に対応するために必要な個所の見直しを行っております。

それでは、内容について説明いたします。

第1回策定委員会では、右側上段の枠囲みにありますように、まず、人口減少や、高齢社会、中心市街地の衰退などの都市の現状から都市づくりの主な課題として、暮らしやすいまちや、持続可能な都市の実現などを設定し、都市の拡大を抑制するなどのまちづくりの方向性を決定しました。

第2回策定委員会では、第1回のまちづくりの方向性から、現行の基本理念や目標を一部見直し、修正や追加をして、3つの基本理念や、各基本理念に目標をそれぞれ決めました。

また、区域区分の有無は、地域活力や暮らしやすい環境を維持する必要がある、自然環境の保全を図る必要がある、などの理由から、引き続き区域区分を定めることとしました。

第3回策定委員会では、課題にもありますように、暮らしやすいまちの実現や、にぎわいのあるまちの実現に向けて将来の都市像として、集約型の都市構造を目指すこととしました。

また、裏面に記載していますが、土地利用に関する方針としまして、主要な都市計画の決定の方針など決定し、区域マスタープランの素案を策定しました。

これで委員の代読を終わらせていただきます。

(会長)

今の説明で、このマスタープランの中身が完全に分かるということはないとは思いますが、お手元の方に資料も、細かい資料もついておりますけれども、ちょっとご覧になっていただいて、質問をお願いします。

(委員)

まあ、質問というか、要望も含めてなんですけれども、素案の5ページですが、まちづくりの課題とかいうところで、4つの柱がありますが、災害に備えたまちの実現というところがございまして。

それで、要望というか、これからの高知県のまちを考えた時に高齢者社会に向けたまちづくりとか、安全、安心というのがあると思うんですが、やはり、防災についてですね、災害に強いまちづくりというものをつくっていかなければならないと思います。減災に向けたまちづくりは当然やらないといけません、あまり「復興に向けたまちづくり」っていうところがですね、あまり強く書かれていないと思います。それこそ、委員が専門であろうかと思っておりますけれども、やはり、復興に向けてどういうまちづくりをするかっていうのも併せて作っていかなければ、震災が起こって、まちがグチャグチャになった後に、どういうまちをつくるのかっていうことも、プランの中で書いていただきたいと思っております。

まあこれは、各市町村が取り組む話になると思いますが、このマスタープランを作ることによって各市町村が、そういったところを併せてやっていかなければ、震災が起こった後にまち

をつくるとなっても、また、まとまりのないまちができてしまうという恐れもあります。

そういうところも含めて考えていただきたいという要望でございます。

(会長)

すいません。たびたび失礼いたしました。私もちよっと説明が不十分だなあと思っていたんですけども、今から事務局より詳しい説明をしていただけるそうです。大変失礼いたしました。委員さんの方の報告については、事務局の方で今、代わりにしていただきましたので、私もマスタープランの会に出ておりましたので、委員さんの報告でよろしいかと思っておりますので、じゃあ、本題の中身の説明をよろしく願います。

(事務局)

それでは、委員さんの代読に続きまして、詳しい説明をさせていただきます。説明につきましては、この素案の概要版であります資料の 2 と、それから、本編であります資料の 3、この 2 つを併せて並べながら説明させていただきますので、よろしく願います。

まず、概要版の資料の 2 の 2 ページ目をお開きください。

目次を記載しておりますけれども、この中にある、都市計画区域マスタープランの策定の流れにつきましては、委員の説明に代えさせていただきます、それ以降の説明をした後に、ご議論をいただきたいと考えております。

また、この区域マスタープランにつきましては、活発なご議論をいただきたいと思っておりますので、説明は、要点だけを説明させていただき、議論の時間を長くとりたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、概要版の 5 ページをお開きください。素案の方では 7 ページから 10 ページとなっております。

ここでは、まちづくりの基本理念と目標について、説明させていただきます。

この基本理念と目標は、先ほど、委員からの報告にもありましたように、取り組むべき都市づくりの課題や、今後のまちづくりの方向性を基に、現行の区域マスタープランの基本理念と目標を一部見直し、例えば、基本理念につきましては、基本理念の 3 を、当初の「成熟社会を支える、住民参加のまちづくり」から、「共に助け合う協働のまちづくり」に変更しております。また、目標につきましても、基本理念 1 に、目標 C として、「既存の都市基盤施設などの有効活用や再編を進め、効率的な都市運営を図る」を、追加するなど、追加・修正をして基本理念の目標を定めております。

次に、概要版の 6 ページをお開きください。

ここでは、集約型都市構造の必要性について、説明させていただきます。

前のページで見ていただきましたように、まちづくりの基本理念や目標を実現していくには、丸の枠組みにありますように、既存の都市基盤施設の有効活用や再編による効率的な都市運営や、まちの中心となる都市拠点の機能の強化などを進めていくことが必要となっております。

そして、これらを進めていく姿として、集約型の都市構造の実現を目指し、これにより、持続可能で、誰もが暮らしやすいまちを実現していくこととしております。

次に、概要版7ページをお開きください。素案では11ページ、12ページとなっております。

ここでは、集約型の都市構造について説明させていただきます。集約型の都市構造とは、左側上段にありますように、公共交通の利用や、徒歩や自転車で移動可能な範囲に、居住機能、行政、業務サービスなどの様々な都市機能がある、日常生活の利便性などが確保された地域を集約拠点とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれているというものです。

そうしましたら、高知広域における集約型の都市構造の基となる、集約拠点としての必要な機能について考えてみました。

集約拠点に必要な機能としましては、道路や公共施設交通などのネットワークの機能、住民サービスを行える機能、商業、医療、学校、福祉などの機能が必要であると考えました。

また、集約拠点につきましても、その地域において、拠点として担うべき役割や、その役割を果たすために求められている機能は違うのではないかと考えました。

これらのことから、市街化区域内においては、その担うべき役割や、都市機能の質や集積度をふまえて、右上の枠囲みにありますように広域拠点、地域拠点、生活地域などを位置づけることとしました。

まず、広域拠点につきましては、中、上段にありますように、高知広域の中核拠点となる、これは、県の中核ともなろうかと思えますけれども、4車線以上の幹線道路や公共交通が複数ある交通ネットワークが確保され、広域的な地域を対象とする、質の高いサービスが提供できる、高度で複合的な都市機能が集積されている地域としました。具体的には、高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域としております。

次に、地域拠点は市町全域を対象とする中核拠点として、幹線道路や公共交通のネットワークが確保され、行政や商業、医療、福祉などの都市サービスが提供されている機能が集積される地域として位置づけまして、対象としましては、南国市、香美市、いの町の中心部の地域としております。

そして、暮らしやすいまちの実現のために、日常生活に必要な医療や買物などのサービス機能が集積される地域として、生活地域を位置づけしております。

また、今までに説明させていただきました、広域拠点や地域拠点、生活地域は市街化区域内での拠点でしたけれども、市街化調整区域におきましても、人口の減少や高齢化は進行し、今後、公共交通の維持などが懸念されます。このため、市街化調整区域におきましても、一定規模以上の集落が形成され、日常的な買物、医療、行政サービスなど、必要な機能を維持する地区としまして、生活地区を位置づけして、この地区での人口の維持により、地域活力や公共交通の維持を図りたいと考えています。

また、広域拠点や地域拠点は、この区域マスタープランで位置づけますけれども、生活地域や市街化調整区域内への生活地区は、各市町が、地域の今後の人口推移や、商業、医療などの生活機能の整備状況などを総合的に判断して、市町マスに位置づけることとなります。

それでは、概要版の 8 ページをお開きください。素案では 13 ページから 15 ページとなっていますので、併せてご覧ください。

ここでは、区域区分の有無のなどについて説明させていただきます。

まず、左側の枠囲みにありますように、区域区分の有無につきましては、人口が減少し、高齢化が進む中で、地域の活力を維持しつつ、暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に人口などを集積していくことが必要であると考えています。また、都市運営コストを低減させるためには、既存の基盤施設などの有効活用などによる運営の効率化や、都市運営コストの発生を抑制するなど、人口規模に見合った市街地の規模を維持することが必要であると考え、これらを行うために、引き続き区域区分を定めていくこととしています。

次に右側にあります、具体的な区域区分の方針としましては、持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図ることとしています。

この理由としまして、一番目の項目に記載していますように、市街化区域内の宅地については、人口は減少しますが、世帯数については横ばいから微減にとどまることから、現在の住宅地の規模を維持することが必要であると考えています。

また、三番目にありますように、工業地は、高知県産業振興計画や今後の工業生産額の増加に対応した工業地の需要見通しを踏まえた上で、既存の工業団地などの未利用地を活用していくことなどから、現在の市街化区域の規模が必要であり、今後も現在の市街化区域の規模を維持していくこととしております。

また、人口の見通しや、市街化区域の目標年次における市街化区域の規模などにつきましては、下段の表の記載のとおりとなっております。

次の、概要の版の 9 ページをお開きください。素案では 16 ページから 17 ページとなっております。

このページからは、主要な都市計画の決定の方針について説明させていただきますが、ここからは要点だけの説明とさせていただきます。

まず、土地利用に関する方針の中で、主要用途の配置の方針について説明させていただきます。この主要用途の配置とは、都市計画区域の住居や、商業、工業などに関する現状や、将来の見通しを明らかにするものです。

まず、①②の業務地、商業地につきましては、広域拠点および地域拠点では、県や市町の業務地、商業施設として核となることから、それぞれ担うべき役割に応じて、土地の高度利用や、既存機能の更新や更なる機能の更新などを促進し、その機能の強化を図ることとしています。

また、商業地としての広域拠点は、現在、県と市が行っています東西軸エリア活性化プランのエリアであることから、本県を代表するまちの顔として、その魅力を高めるために、美しい都市景観の形成などの整備を進めることとしております。

③の工業地につきましては、高規格道路や高知新港などの機能を活かすとともに、工業施設の集積、産業施設の変化に対応した工業の高度化、産業活動の効率化を進め、機能強化を図る

こととしております。

⑤の住宅地、これは、市街化区域内の住宅地のことでございますけども、広域拠点および地域拠点では、まちなか居住を促進するために、土地の高度利用を図り、他の機能と一体となった生活利便性が高く、魅力ある居住環境の形成を図ることなどとしています。

また、市街化区域内の拠点以外の地域では景観づくりや緑化の推進など進めるなど、環境に配慮したゆとりある居住環境の形成を図ることとしております。

10 ページ目をお開きください。素案では 18 ページから 20 ページとなっております。

ここでは、特に概要版の下段にあります、特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針について説明させていただきますが、まず、③番目にありますように、旭駅周辺地区などの都市機能の基盤のぜい弱な密集市街地では、土地区域整理事業などにより住環境整備などを推進し、快適な生活環境の創出に努める必要があると考えております。

また、④番目にありますように、従来、市街地内の農地につきましては、原則、住宅などの都市的土地利用を行うこととしていましたが、近年は、環境に対する意識の高まりなどから、農地の持つ保水機能や、オープンスペースとしてなどの多面的な機能も評価されておりまして、保全が必要と思われるまとまりのある農地につきましては、緑地空間として保全を図ることを考えております。

次に、右側にあります、市街化調整区域内の土地利用の方針について説明させていただきます。素案では 20 ページとなります。

市街化調整区域の土地利用の方針の 1 から 3 につきましては、現行の区域マスタープランを、概ね、踏襲しておりまして、まず①番目と②番目にありますように、物部川と国分川水系に囲まれ、南国市と香美市に展開している農地などにつきましては、優良な農地として、保全していくことや、溢水あるいは湛水の恐れのある地域は災害防止上、保全すべき地域として、原則として市街化は認めないこととしています。

また、④番目にあります、秩序ある土地利用の実現の方針の中では、2 つ目の段落にありますが、生活地区として位置づけられる地域において、地区計画などを活用しながら日常生活における利便性向上や居住環境の向上を図ることによって人口を維持し、地域活力やコミュニティの維持に努めることとしています。

11 ページをお開きください。素案では 21 ページから 27 ページとなっております。

まず、交通施設の都市計画の決定の方針についてですが、県では、高知県広域都市計画区域を含む高知都市圏において、平成 19 年度に人の動きに着目したパーソントリップ調査を行い、平成 22 年 11 月に、高知都市圏の交通計画マスタープランを策定しております。

ここに記載しております方針は、交通計画マスタープランの交通施設の整備方針と同じこととしております。

基本方針としましては、集約拠点の形成を支援する交通軸の形成、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指すこととしています。

交通体系の方針としましては、2 段目の b にありますように、歩行者や自転車利用者のため

の魅力ある交通空間の形成などを図ることなどとしております。

また、下段にありますように、下水道では、今後も、公共下水道未整備地域への早期普及に向けた効率的な整備を進めることや、河川では、河川の流域における下水道の整備との調整を図りながら河川整備を推進することなどとしています。

次に、12 ページをお開きください。素案では 28 ページとなっております。

主要な市街地開発事業の決定の方針としましては、前にも説明させていただきましたように、2 つ目の項目にあります、木造密集住宅地などの都市基盤のぜい弱な地域では、住宅密集地の解消に努めることなどとし、右側の表にありますように、重点的に市街地整備、整備を図る区域として、旭駅周辺地区などを設定しております。

次に、13 ページをお開きください。素案では 29 ページから 31 ページとなっております。

ここでは、自然的環境の整備などについての方針について説明させていただきます。

基本的な方針としましては、高知広域都市計画区域を取り巻く豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となって、良好な都市環境の形成を図ることとしています。

具体的な配置および整備の方針としましては、下の表にありますように、ここでは、主要な緑地の配置および整備の方針を環境、防災、レクリエーションなどの機能によって区分しておりますけれども、環境保全系統につきましては、左上段にありますように、北山や鷲尾山などの県立自然公園、五台山の樹林地などは、都市の重要な緑地として保全を図ることなどを定めております。

次のページをお開きください。素案では 32 ページから 33 ページとなっております。

ここでは、都市防災に関する方針を説明させていただきます。南海地震が、今後 30 年以内に 60% 程度の確立で発生すると予想されていることから、県では、関係機関が連携して防災体制を強化することとしています。特に、南海地震に備えるために、被害を減らすための事前の備えや対策などを、重点目標として設定して、総合的な地震防災対策を推進することとしております。

ここでは、災害の種類ごとに、取り組みを分類、分けて記載しておりますけれども、特に、2 つめの枠囲みにあります南海地震への対応として、特に、高知市では、南海地震による津波や長期浸水の被害が予想されています。県では、この被害を最小限にとどめるため、南海地震長期浸水対策検討会を設置し、現在、2 項目目にありますように、南海地震による津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策や、被災後の早期の円滑な復旧・復興に向けた対策を検討していきまして、今後、これらの対策を推進することとなっております。

また、その他の防災の対策としまして、総合的な対策や、土砂災害、浸水対策などについて記載してありますが、ここでは省略させていただきます。

15 ページをお開きください。素案では 34 ページとなります。

ここでは、福祉のまちづくりに関する方針について説明させていただきます。

基本方針としましては、高齢者や障害のある人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進を図ることなどとしています。

次に、下段にあります、都市景観に関する方針についてですけれども、基本方針としましては、歴史や文化など特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めることとし、施策としましては、本県を代表するまちの顔となる高知市の中心市街地などにおいて、特に高知らしさを前面に出していけるように、整備を進めることなどとしています。

次の、16ページをお開きください。素案では35、36ページとなっております。

これからのまちづくりは、行政が行うものから住民と行政が協働し、さらに、住民が主体となって進めていく必要があると考えています。

このため、基本方針にありますように、まちづくりに住民の意見を反映させ、住民と行政がまちづくりを計画の段階から共に検討していけるような仕組みづくりを行い、住民と行政、民間の事業者などの専門家など、多様な主体による連携と、それぞれの役割分担と協働により、まちづくりを進めていきたいと考えております。

これで、区域マスタープランの素案の説明などを終わらせていただきます。県では、本日の説明させていただきました資料をもってパブリックコメントを行うこととしています。

今後、本日の都市計画審議会でのいただいた意見とパブリックコメントでの意見を踏まえて、見直しに必要な箇所は見直した上、第4回の策定委員会に提案し、ご審議をいただき、最終的な素案を決定し、法定手続きに入ることとしております。この区域マスタープランは都市計画法により都市計画審議会に付議して、議決を受ける必要があります。今後、公聴会議や縦覧などの法定手続きを行い、できれば、次回の都市計画審議会に付議したいと考えています。

これで、説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしくお願いたします。

(会長)

多岐にわたる内容で、中々全体像を切り外すというのは難しい面もあったかもわかりませんが、今回のマスタープランの広域というのは、南国市、香美市、高知市、いの町というエリアを指しております。

そのマスタープランの中で基本的なものとして、将来の都市部を考えた時に、集約型の都市構造を実現していこうというのが大きな考え方でして、それを実現するためには、これまでと同様に、区域区分を定めて考えていきたいと思いますというのが、この大きな骨組みかなというように思います。

それでは今から各委員さんから質問とかご意見とかをいただきたいと思いますと思いますが、それぞれのご専門の観点からいただければいいのですが、将来の都市像として集約型の都市構造を目指すというのと、それから区域部分は引き続き定めていきたいと思います、その考え方にもまず触れていただいて、また、ご自分のご意見等をいただければというふうに考えております。

どなたからでも構いませんけれども、ご意見よろしくお願いたします。先程は私の不手際でして、災害の復興という部分の切り口の検討で不足しているのではないかというご指摘がありましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

(事務局)

それでは、ご質問ありました資料3、マスタープランの33ページをご覧ください。

まず地震・火災対策の中の1つとしまして、被災後の市街地の早期復興に向けた事前検討をするというところがあります。

これはどんなようなものかといいますと、最初に地震のある区域を想定しまして、その被害により、地震の起こる前に復興についての検討をしていく。例えば壊れた場合は、復興をある程度考えており、市町が原則行うものでありますので、県で行いました都市計画基礎調査のデータを活用していただきながら、各市町が考えていくことを県としてもこれを支援していこうと考えております。

(会長)

委員さんに順番にお願いできますでしょうか。

(委員)

なにをお話しているのか分かりませんが、私の分野といたしましては、3の6、福祉のまちづくりに関する都市計画の設定の方針、基本方針となっているところだと思います。

高齢者や障害のある人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進というところだと思いますけど。

バリアフリーというのは、すごく今いろいろな所で新しくできるものにはそれのように作っていただけていると思います。それで、これが都市計画のマスタープランの計画でお話することかどうかは分かりませんが、バリアフリーに見合った乗り物とかの観点はこの会でお話することかどうか分かりませんが、歩きやすいとか、歩きやすいといっても目の見えない方とか耳の聴こえない方とかいろいろの方によって道路なんかも違うと思いますが、それをどのようにしていったらいいのかを思います。

(会長)

いかがですか。今、口頭で説明できるのであれば、していただきたいと思います。

ご意見は、マスタープランの策定委員会のほうへ反映させますので、しっかり議事録として今の意見を残しておいていただいて。で、この場で答えられるといいますか、レスポンスしていただけるのであれば、お願いします。

(事務局)

いただいたご意見は、先程、会長が言ったようにご意見として残させていただきます。

例えば、最近できました高知駅周辺の都市整備では、駅ですとか、路面電車の電停ですとか駅前広場ですとか、かなりバリアフリーを意識しており、国土交通省のバリアフリー功労者賞というのを昨年度いただいたりしております。

そういうふうに都市整備の土地の基盤整備分野では我々も関わる部分として積極的に推進をこれからもやっていきたいと思っておりますし、ここに書いておりますのはそういうまちづくり全体に関する方針的なものでございますので、またそれぞれの事業者に対してこの方針に基づいて配慮していただいき、我々も努力していかなければならないかと思っております。以上です。

(委員)

私は環境色彩専門家という立場で各地のまちづくりのワークショップに、色彩計画として参加させていただいた経験がございます。そういった中で感じましたことをいくつか挙げさせていただきます。最初、区域に指定された所に住んでいらっしゃる住民とそこを通過される、利用される県民の受け取り方というのは随分、違うものだなあというものをいつも感じております。

そういった中には専門家としては今、おっしゃったような、15 ページですね、素案の、あげさせていただいておりますが、ユニバーサルデザインというのがありまして、それは災害の際にもとても大事なことになってまして、特に私も専門の立場では視覚障害者に配慮したカラーユニバーサルデザインというのを是非項目として取り組んでいただければと思っております。

そして実際に住んでおります住民としての感想ですね、意見といたしましては、そういったまちづくり、今、昭和40年代に作られましたマスタープラン、都市計画が変更になりまして、変更に基づく新しいまちづくりにといたものを住民と考えたりせざるを得ない状態ですが、そういったところの観点として、やはり車社会から歩行者への変更ということがございます。

そういうところで、そういったものを方針としてあげていただければと思います。

昭和40年代にできました都市計画で今見ますと、30年、40年先に後期高齢者となっております。15年度マスタープランの地図の中に置いてみた場合に、今のお年寄りの方々って、戦前にお生まれですので車社会のない時代の方々です。

そうすると、はたして自分は歩いて回れるのだろうかという不安もございます。そういった移動手段はどうすんだろうかと思った時に、自動四輪車というものがありますが、それをここに来る時も高知城の周辺の歩道ですれ違いましたけれども、そういった移動は歩道の中で一番多いですね。

往来するぐらいの勢いになってくるだろうなというふうに思いまして。フラットでそして幅員も往来ができるぐらいの幅ですね、そういった歩道幅が必要ではないかというふうに思います。

そしてもう1つ、コンパクトシティというのはこれからの少子化、高齢化ですね。それと人口減少もございまして、当然でございますが、その中で私は実際に高知市に住んでおりまして、この近辺に居住しておりますが、コンパクトシティという設定された地区を見ますと、南海大地震が起こった時に、長期浸水区域に当然入ってきているわけでございます。

そういった時に、先程の委員がおっしゃったように、復興の司令部、そういったことを前提

とした行政のバックアップ機能ができる場所ですね、そういったまちづくりも必要ではないかなというふうに思いました。以上でございます。

(会長)

いかがですか。意見を伺うたびに、よろしいでしょうか。

(事務局)

前段の道路整備ということについて言わせていただきますと、21 ページ、22 ページに交通施設の決定方針でございますが、22 ページのほうは主要な施設の配置方針というようなところにも、特に 21 ページの右中ではかなり歩行者、自転車空間の話を、たくさんスペースを割いて掲載させていただいております。

それと道路の部分につきましても、歩行者自転車空間の形成に向けて、道路整備を進めていくというようなカテゴリーにさせていただいております。実際、現在高知広域、いろいろな都市、まちなかを整備していく主要道路では道路の拡幅を行なっていますが、どちらかという歩道部分の整備にかなりの重点を置いてやっております。

今後もそういう方針で進めていく予定でございます。それと、もう 1 点、長期浸水の話も出てきております。今、本当に今年度から本格的にその長期浸水について県でも高知市と一緒に本格的な議論が始まったばかりでございます。いろいろな普及に向けての排水のプロジェクトチームですとか、応急復旧プロジェクトチームっていうふうに順番に復旧の最初の段階から委員も詳しいと思うんですけど、そういうところに着手しております。

この復興という部分につきましては、まだもう少し先になると思いますが、そういうところも含めて議論していかなければならないと思っております。よろしく申し上げます。

(委員)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(委員)

2 点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

まず、区域のマスタープランというのは、主に 20 年後の都市の姿を予測すると、平成 16 年で策定されたという事ですが、平成 16 年で策定しており、20 年後というと、平成 36 年を変更すると思いますけども、今、平成 22 年度で、5、6 年で見直し、変更していると思いますが、その理由というのは何なのか。

後、これからも 5、6 年経って、時間が過ぎていけば、また見直しするという部分も出てくると思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

お答えさせていただきます。素案のほうの4ページをご覧になっていただきますが、この中の左上の表で高知広域の人口の推移というのが記載してございます。

これに青で記載しておりますのが、現行の区域マスタープランでの人口の動態の分布でございます。

その後、17年から赤で記載しておりますのが、平成17年の国勢調査を基にしたデータでございます。現行の区域マスタープランは平成12年の国勢調査のデータで行っており、それによりますと平成22年までをピークという予測をしていたんですが、平成17年の国勢調査を基に計算してみますと平成12年の予測とは違い、やはり平成12年をピークにして減少しているという事実がございます。

区域マスタープランでは一番人口動態が大きい要素となってきますので、本来、委員がいわれるとおりに20年後の都市像を想定していますが、その基になるデータがちょっと大きく変動しましたので、今の現行マスタープランを基本とした、人口動態ですとか、都市計画制度の変更とかといった部分に対応するところをマスタープランの修正、見直しを考えています。

今後につきましては、概ねこの推移でいきましたら、現行のマスタープランのままということになるかと思えます。それ以上はまた改めて今後、国勢調査5年後にやっておりますけども、そういった動態を見ながらまた今後の判断ということになろうかと思えます。

(委員)

分かりました。もう1点、専門に関係するといえますと、私の場合、土壌鑑定学が専門で、本当は汚染土壌とか汚染水、汚染廃棄を仕事としてしています。

その中で言いますと農地の部分がまず関わってくるかと思えますけども、資料2の10ページの3の1に、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針の中の5番の①にですね、優良な農地との健全な調和に関する方針がありまして、この中に都市近郊型農業の転換を促進するというふうに書かれてますけども、これは具体的にどういうことをイメージしたらいいのか詳しく教えていただきたいです。

(事務局)

これにつきましては、今の各市町村の方で農業の基本計画を定めております。そういった中で高知広域の中では、例えば南国市の総合計画の中では農村と都市の交流、いの町では地産地消がございます。

そういったことで都市部に近い農業につきましては交流とかを含めた意味で、都市近郊農業という形で表現させていただいております。

(委員)

すいません、私のイメージとちょっとちがってびっくりしたのですが、ようするに水田をつぶして開発をしなさいとか、野菜を作りなさいとか、そういうことではないのですよね。

(事務局)

そうです。市街化区域の縁辺部では郊外部で作られた農産物を町に持っていか、町の人がそこで農業に触れ合うとか、そういった意味での都市近郊農業というように表現しています。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員)

7ページの将来の都市像というところですが、集約拠点は居住機能、行政業務、医療、福祉、商業サービスという言葉が順番に並んでおりまして、実はそれに教育というのを入れていただきたいなと思っております。

例えば高知大学の朝倉キャンパスは都市計画区域にあるんですけども、農学部、高知高専、医大それから工科大学、それから女子大の池キャンパスは全て調整区域にありまして、関連企業がその大学周辺に展開するということが、基本的には出来ない形で今まで行政が進んできているというふうに感じます。

ここにきてですね、国の機関が集約されることとか、小学校がなくなることでお城の近くに図書館が出来るとか、歴史館も出来るとか新聞で賑わっておりますけども、今現在、県の歴史民俗資料館も南国市の調整区域にありますし、美術館も大津の調整区域になっておりまして、全く都市と関係のないところに、本来、都市の中にあるべきものが高知県の場合は全て調整区域になっています。このことを変えることはできませんので、今後はその図書館にしても歴史館にしても、教育という一環から見ればこの集約拠点の中に教育という言葉のひとつ入れていただいて、その教育の持つ大きさといいいますか、これから高知が持つ能力があるとするならば人材育成じゃないかなとそんなふうに考えております。

(事務局)

これは「等」という言葉で省略しておりまして、本来、抽出するときに、教育機能というのも当然、こういう地域を選ぶ必要項目としてあげてございます。

先ほど、これは若干私見も入りますが、その昭和 50 年代の都市計画がその多極分散型という形で、中にある機能を外へ出しますという都市計画を昭和 50 年代に行い、県もそういう形で進めてきました。

集約型都市構造というのは、当然、民間の住居機能ですとか、商業機能を中へ持ってくるという事を誘導する事もありますが、図書館や新資料館等も含めて考えた時に、行政の機能は、極力このまちの中に集約しないといけませんということも含めて集約型都市構造という提案をさせていただいております。

今までに外に出たものをすぐまちの中に持ってきなさいとは中々ならないと思いますが。

(会長)

今の教育というのを、「等」のなかに含めないでちゃんと、単語として文面に出してほしい。そういうふうに。

(委員)

はい。そうですね。

(会長)

それはご意見ということでお願いしたいということで、それではお願いします。

(委員)

えっと、あの、よくできていると思います。

だんだん人口が減ってきて、今まで拡散する人口はどんどん増え、それに対応して拡散していった、土地の高度利用が難しいということで、中心部の方に人が集まらず、周辺の方にどんどん都市が広がってきた。そういう部分に対応して公共投資もやってきた。それが、だんだん人口が減ってくるということを踏まえて、まだ基盤もいろいろ整備していく時に、今までと同じように分散型で対応しては、とてもなんともならないので、集約型でやっていかないとということ。いろいろ国や市町村の方も、そういう方向で、集約都市構造ということでのマスタープランという流れになっているということです

ただ、今お話が出た中でもありましたんですが、公共施設等はできるだけ中心市街地の方に持ってくるというお話もありましたが、ただそれだけでは現実問題なかなか難しい。結局は集約型というプランはあったとしても、人口密度は現状の分で全体的に同じパターンで下がってくるだけやないかと、いう絵に描いた餅やというとらえ方も現実はあるということです。こういう分野に関わっている人間としては、キツイお話で、何かそういうふうに対する仕組みはないかなということを見ると、結局は中心市街地の方に公共施設だけではなく、民間の事業も入っていきたい仕組みがいるのではないかと。

それは、現実には郊外の方にいきたいのは土地が安い。固定資産税も安い。後は移動して郊外のほうで広い土地に車で来てもらって、利益を中心市街地で上げると同じ程度でも、結局は税金が安いので高い収益を上げられるというところがあるというのです。行政はあまり財政が厳しい中で、さらに財政が厳しい話になると思います。地価は段々下がり、中心市街地の方も下がることではありますが、それを待っているという。中心市街地の方は、極端にいうと空き地になって、そこを新たに開発しやすくなるまで待つというやり方もあるとは思いますが、そうなる前に都市機能がやっぱり中心市街地は大事なもので、そうなる前になんとかせないかんという前提もあります。やれるとしたら、中心市街地の固定資産税の税金、業者が利益上げた分に対しあまり税金をかけない。収益と違いますが、その土地に対しての固定資産税を出来るだけ抑える。収益を上げやすい条件にする。まあ、方向性としては、マスタープランできれい

にまとめていますので、そういう方向を意識しながら、後は、それが、業者が利益が上がるようなシステムを作る。これは、行政でない、ようするに規制と誘導、税制、財政等での仕組みを作らないと、こういうことに関係してもトーンが下がるのではないか。そこは考えていてもらいたい。今、こういう流れとはまた別に仕組みを是非、考えていてもらいたいと思ってます。コメントを終わります。

(会長)

こういう拠点構想を実現していく運用上の要望という位置づけで、是非、議事録に書いておいてください。

(委員)

ちょっと、これ、先ほどの先生の絵に描いた餅じゃございませんが、すり合わせの方を見たいんですが、最近、一月の末に委員をしております、高知市の総合計画審議会の答申を終りました。それで、その分に意見を求めているところなんですが、その中でも同じような文言が方針のプランにいろいろある。そこで、このマスタープランと、高知市の総合計画審議会の方針の部分が、どのようにすり合わせが行なわれているのか。また、いい意見がでていますが、これは、どこで、どのように統一をしているのかお聞きしたいと思います。以上です。

(事務局)

高知市の総合計画について、3回目が終わりましたですかね、一般の分ですかね。県のその区域のマスタープランというのは、特に都市計画に関して、広域全体に対して、高知市だけではなく香美市からの町までの広域全体に対するその都市の将来像を示すとともに、いろんな都市計画の基本的な方針を示すことと、区域区分、線引きを行なうのか行なわないのかを示すこと、このような方針の決定を示すのが、区域マスタープランでございます。

市の総合計画ができますと、来年度この総合計画を受けて、市が市の都市計画マスタープランを改定する予定となっております。当然、この市の都市計画マスタープランは、本来、高知市の具体的な都市計画の方針になっていると思いますので、それを策定するに当たって、当然、市の総合計画に沿って作っていただかなければならないし、区域マスタープランで示されております内容に即していかなければならないというのが、ほぼ、規定でございます。両方に即した中で、市のマスタープランで具体的な案を作っていくという流れになります。

当然、区域マスタープランの事務局の中には、市の都市計画部局が事務局として入っておりますし、委員としても、高知市の都市建設部長が入っております。

(会長)

お願いします。

(委員)

はい。特に私の専門があるわけではありませんが、何点か質問と、それから、素案の方にも疑問を述べたいと思います。まず、最近はやってますパブリックコメントですけれども、パブリックコメントを出しても帰ってくるのが少ないのが全国の現状でもあるようです。今回パブリックコメントに上げる資料としては、この配布いただきました資料 2 と 3 という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

パブリックコメントの資料といたしましては、資料 1、2、3 という形になります。方法としましては、マスタープランはあまりなじみの無い、難しいものですので、まず 1 枚目の概要版で見ていただきまして、その後、今日やっていた概要版、素案という順序で 3 種類つくりまして、パブリックコメントを行ないます。

(委員)

はい、ありがとうございます。

そしたら、ちょっと事前にいただいたところで、気になったところがございます。質問と疑問ということになります。

A4 縦の素案の方の、まず、10 ページ見ていただきたい。10 ページの一番上 c、d というところで、項目的にはまちづくりの目標というところの c、d ですが、ちょっと、これ読んでいってわからないというところがありました。

表題を見ますと、徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口集積を図るための環境づくりを推進する。こう書いている。d についても、歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る。という項目になっていますけれども、中身は c のところでしたら、このために、公共交通の利用と徒歩や自転車で概ね移動可能な範囲に日常生活に必要な機能を持たせるってというような表記になっていますがね。実際的には、高知市にしたら、升形地区とかに、いわゆる高齢者で、公共交通を利用できないという、買物難民といったようなものがあるわけですね。ここの c、d のところが歩いて暮らせるとか、徒歩等で移動して、生活環境づくりに入って行くにも関わらず、中には公共交通を利用して、商業施設等へ行くところということを書いてありますが、ちょっとこれは、理解がしづらいのではないかと。どっちなのという感じを受けました。これは、お答えいただくかどうかということではなくて、ちょっとパブリックコメントにこういう文章を出した時に、どういうふうにとられるのかなっていうふうに思いました。そこは、一つ整理がいるのじゃないかというふうには感じましたところ。沢山ありますので、はしります。

次の 11 ページのところになりますが、高知広域のマスタープランということですから、全体としてはこのヘクターで面積で出ているわけですね。

12 ページの囲みの中に広域拠点、地域拠点というふうにありますけれども。たとえば広域拠

点のところだったら2車線以上の幹線道路の公共交通が、数本のネットワークが確保されているのに、広域的な地域を対象として高いサービスをすることで複合的な都市機能を集積する拠点、こう書いてありますね。米印のところがそこを指してるということになるんでしょうが、高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域っていう表記にしてしまうと、面的なイメージが非常に浮かびづらい。多分これは、先ほどから委員に言われましたが、高知市のマスタープランの中で示されている商業区域。記憶はあいまいですけど2百何十ヘクタールをさしているんじゃないかとかというふうに、推測はするんですが、せっかく、そういう市町村のマスタープラン等ができていたところでは、ここは、その表記、二百何十ヘクタールとかっていった表記を入れてあげたほうがいいんじゃないかと。同じく南国、香美、いのの中心部というところにはそこに、そういう表記をされたほうがいいんじゃないかという疑問でございます。

それから、配布いただいた資料と今日配っていただいた資料が1ページずれているんです。20ページです。3番に都市計画の制限に関する主要な都市計画の決定の方針というところで、ここは非常に大きなところなんだろうと思いますけども。あ、21ページ、1ページずれてます。ごめんなさい。21ページ。交通体系の方針とかってということで、円滑で(1)交通体系の方針Aとかで、円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成とこう書いてありますけど、ここで説明しているのはハードですよ。これハードでしょうから、高い道路ネットワークの形成っていうのは、これは、現在、道路計画とかが、都市計画決定されている、ところをこういうふうに進めていくって意味なのか。ここ20年ということですけど、新たなその道路計画、都市計画決定もして、道路整備もしていくというふうに理解するんだろうかというのが疑問に感じました。

それから、24ページです。25ページです。すいません。25ページ、右手水路および河川の都市計画決定の方針というのは、①で基本方針を述べられています。一番下の行を見ますと、近年は局所的な集中豪雨が頻発していることから、河川改修や内水排除などへの対応を促進していきます。こういうことになっています。たぶん、この項目をみると、大きい項目が、下水道、河川というようなくくりになってますので、下水道計画の中で、河川計画の中で、こうしていくというふうに言ってるんですが、実は、その内水排除っていうのは、その河川改修とかポンプ場を設置して、そこから水を集積地点に抜いていくというだけではなくて、例えば、道路の整備の中で都計道路とか県道市道とか言うんでしょうけども、一定の幅員がある歩道とかの透水性歩道の整備のなんかによって、すぐに違ってくるんじゃないかなというふうに思います。

先日の85.5mmの時、私の家は庭まで水がきまして、十数戸が床下浸水的になりましたけども。そういった意味では、下水道、河川というハードだけでなくって、そういったことの総合的な、そこも、内水排除の中に含まれるじゃないんだろうかというふうに思っています。

それから同じく25ページの整備水準の目標というところで、项目的に下水道と河川というふうに書いてありますが、中身、これ、処理人口と書いてありますので、ここは公共下水のことではないかなというふうに思います。

次の 26 ページのほうの下水道を見ますと、裏側の方に下水道ですね、それから、公共下水で 4ヶ所。都市下水と一緒にありますので、高知市は下水道でいいんでしょうけども、手前のところは公共下水道で、それで、総処理人口普及率を表しているんじゃないかというふうに読み取りましたが、どんなものでしょうか。

それと、公共交通の問題ですが、道路整備だとかそういうネットワークだけの問題ではなくて、公共交通の維持については、国、県、市が大変なお金を出して、補助金を出して確保されているという現状にありましてですね。そういった面では、これは全国的にですね、高知市圏からバスは昭和 39 年、電車ですと昭和 40 年がピークだと思いますが。今、10 分の 1 だとか、4 分の 1 だとかに減っているわけですので。そのところを改善しないとですね、公共交通の対策というのはされていかないんじゃないかな。おそらく、補助金というのは、国、県、市で 5 億円超えているような状況になっているんじゃないかということ。本当に言いにくいんですけど、高知市に本社を持つ交通、公共交通の会社、4 社もあるんですね。県交通。北部交通。土佐電。それからドリーム。ま、ドリームと北部交通は別としても。そこらあたりを抜本的に改善していかないとマスタープランで掲げられるような、快適な、こういう公共交通整備っていうのは、できていかないんじゃないかなというふうに思います。全くそういう方向性が、この中にはなかったの。特に、そこは、疑問に思います。

以上です。

(会長)

今、答えられる部分について、教えてください。

(事務局)

そうしましたら、まず、10 ページからご説明させていただきますと、委員がおっしゃいました、c と d ですが、内容が公共交通と同種のこと書いてあるのではないかというお話がありました。これにつきまして、c の方ではエリアといいますか、自転車に頼らなくても生活ができるようなエリアを抽出することで、人口集積を図るエリアというような意味合いで c を設定しております。

d につきましては、拠点間を維持する意味合いもありますし、拠点間のエリアを結ぶということにもございますのでこのように表現しましたが、c と d につきましては表現を考えさせていただきます。

併せて答えさせていただきますと、拠点の中にも 4 つほどございますよと先ほどご説明させていただきました。生活地域というようなエリアでは当然その自転車、歩行者の地域です。ただ、広域拠点になってくると、逆に、公共交通を利用したもう少し広範をイメージして頂きたかったのでこのように記載し並べて書いております。その表記について考えさせていただきます。と思っております。

11 ページに関しまして、今年、その広域拠点、地域拠点とのところについて、具体例が書い

てありますが、例えば、市の現在の基本計画 270ha、イメージしてるのではないかとかいうご質問でございましたが、これが単にそういうことでなく、町丁目単位で色々な公共施設の数ですとか、それから公共交通の路線数、道路網の数とかのかなり細かく抽出していった中で、全ての機能が通っておるところというのを選び出したところがだいたいこういう範囲となり、町丁目単位ですうっと選んできていった範囲がこういうとこです、ということで考えており、中活の 270ha とびったり整合しているという意味ではございません

それから、21 ページの公共交通に関しましては、今、言われたようなことも含めまして、現在、県でも公共交通の経営検討委員会ということで全力を上げて検討しています。路面電車、バス、鉄道、経営の四部会を設けて検討しております。その方針が一定でてくるのを待たないといかんのかなと、公共交通については考えています。

それから交通体系のところ、新しく決定していくのかというところでございますが、新しく必要な路線というの、交通マスタープランの中に一部でしております。そういうのを含めて決定していきますし、不必要な箇所については見直していくという、両方の考え方を持っています。

下水につきましては、中段におっしゃったように、公共下水の数字の整備水準です。ちょっとここは、分かりやすい形で、表記を考えさせていただきたいと思います。

(会長)

はい、予定の時刻がだいぶせまってきていますので、短かめにといいますか、要領よくお願いします。

(委員)

四万十市の都市計画委員もさせておたいてしております。全体的なところでまちづくりの方向性ですが、持続可能な都市の実現ということで、災害に備えた実現ですよ。資料 2 の 4 ページのところですけども、人口集積を図る生活環境作りとってコンパクトなまちにしていくというお話でしたけれども、道路とか、施設とか、そういうことに関しては、ある程度具体的に見れるかなというふうに感じたんですけども、今後、災害が起こった時、すぐ復興するような災害ではないことも予想されていることもありますし、エコということもいわれてますけれども、その区域、区域でコンパクトなまち自身で自立、持続可能な仕組みというのが取れたらいいのではないかなというふうに思いました。さっき農業の土地のこともありましたけれども、雨量であるとか、それから電気であるとか、そのコンパクトなある一定地域で供給できるものは、コンパクトな形での仕組みというのを考え、作ったらいいのになという感想です。

(会長)

どうでしょうか。いいですかね。

今のご意見を残していただければと思います。

(委員)

結構です。

(会長)

委員さんお願いします。

(委員)

広域の都市計画の中に特に産業と人口とか、もう全て高知県の将来を左右する大きな課題であるわけですが、14ページの概ねとは20年を見通したという経過がありますけれども、全く目標がですね、同じ数値を何を根拠にこういう数字にしたのかと言うと、これは本当に県あげてもう知事を先頭に産業計画としての振興計画をやっておるわけですね。もっとその整合性といいますか目標といいますかそういう大きな観点の中で、都市計画も正式な形のそういった面が何か欠けてるんじゃないか。その基本的な考え方を、どのように論議をさくかこの辺をお聞きしたということでございます。

それと、このプランも、今言ってもしょうがないんですが、香南市が人口的にも増えてる地域。他は全て自然減だったりですね人口減少を見ましたら。これは、本当いえば私は香南市も含めた高規格道の整備促進も図っておりますし、空港周辺地域でありますしこういった面で、今ポンっと言ってはいけませんけれども、南国市香美市についてはですね一般の都市計画道路が整備されるわけありますので、そういった面でも都市計画区域を考えていくことにおいて、やはり香南市をこう例えば、南国、香南につけるといような方向出せばですね、当然そういった区域も視野に入れた都市計画じゃないと、なんかこう凝り固まったようなですね都市計画にならざるをえんじゃないかとまあ考えております。

それと、市街化区域はもう一様に全く増やさないとということでありますけども、これはもう香美市なんかですとね、本当に市のマスタープランというのを考えた場合には、まだまだもっとゆとりのある市街化区域にして市全体をより大きくしていくような形になりうる区域も残ってるわけですね。

それと、下水計画を書いておりますけれども、まだ普及率もこの項にでておりますけど、下水の計画っていうものをですね、調整区域まで計画として伸ばすのか伸ばさないのか、こういったこともですね、県の方向として出すならばそういったところまでも検討しておくべきではないかと思えます。

それと、もう1つ福祉の関係でこういった広域の福祉計画をして、第5次の福祉計画、施設等の整備の問題も、まだ残っておりますけれども地域密着型と広域型とあるわけですが、やはり医療の問題あるわけです。関連するわけですがそういった面での福祉計画との整合性といいますか。ということは、道路等の整備が進めば広域の中での福祉計画、施設整備、高齢化が進んでまいりますので、どうしても必要な施設になってくると思うわけです。そういった面でのこの医療についても高知市に非常に集中するきらいがあるわけで、これは高度医療

と含めていたしかたないの面もあると思いますけれども、そういった面も市を基に将来を考えるのであるならばそういったところの計画の整合性を持った、いわゆる都市計画構想を当然なくてはならないんじゃないかなと、そういった面を感じます。そういった面は基本的にどういった基本的な議論をし、その方向性を決めたのか。そういったものをちょっとお聞きしたいと思います。

(事務局)

すいません。ちょっと、時間が押してますので、全てお答えられるかどうかわかりませんが、簡単に説明させていただきます。

まず、香南市をどう評価するかっていうことにつきましては、第2回策定委員会の中でも議論をしております。現状で香南市を、例えば、高知広域の中に入れて線引きしてしまうと、全て市街化調整区域になってしまいます。それだけ人口が広く薄く住んでおります。人口集積がされておきませんので、人口はありますが集積されていないということで、もし線引きしてしまうと香南市は全城市街化調整区域になってしまうという、まだこのレベルの集積しかないというようなことも策定委員会の中で議論させていただいて、今の範囲でやるという事を第2回策定委員会で議論をさせていただいております。

それから、福祉に関するまちづくりの方針や下水計画の話もございました。特に福祉に関するまちづくりにつきましては、県の担当部局と協議しております。具体につきましては、今後これを基本方針として、市町のマスタープランの中で具体的に考えていただくということを考えております。ちょっと時間ないので、はしょりましてすみませんでした。

それと、補足で、産業についてですけども、14ページになりますが、産業の出荷額、商品販売額の算出方法は、過年度のトレンドといいますか、実績値を基にして推定しています。工業出荷分につきましては、現在、工業出荷額は増加傾向ですので、今後とも工業用地は必要ということで県の産振計画とも合致しております。商品販売額については若干の減少傾向なので、予測するとこの金額になり、県の産振計画でも商業の振興とか記載されていますが、目標値は設定されていませんので、ここは推定として過去のトレンドから出したらこの数値ということで整理しています。

(委員)

分かりました。

(会長)

全体に、意見としては、いまの産業振興計画がより実のなるものになるように、この計画のほうも、その方向性を加えてほしいという意見があるということです。

(委員)

人口減に対応した修正だと思います。ただ、一番よく出ました課題の公共交通に関してですが、高知市の方でも都市整備部から市民協働部に所管が変わっています。やはりこの公共交通は難しい問題抱えていることを十分認識しています。その中で結局はこの計画の中で、いろいろな話が沢山書いていますが最後になってなかなか進まないというのは民がする部分、これは官がする部分と必ず最後は詰まってきてなかなか現実の方へ進まない。これが現実だと思います。というのは色々な考え方がありますし、各市町村あるいは国、県においても、当然、財政は厳しいのは十分承知していますが、やはり、公共交通を支えていくのは公の仕事だということをもっと前面に打ち出す必要があるんじゃないかなと思いました。結局これだったら、どちらかが勝手にやっってくださいって、おかしいかも知れませんが、結局誰がするのという話が最後には出てくるようになります。その時、これはごめんなさい、私個人からの思いですが、やはり今までの流れで考えるかぎり実質に公がする仕事だと思います。いくら財政や何が厳しくても、大きな目で見ると行政がする仕事ではないかと私は思っています。そういうニュアンスがここの中へ打ち出していきたいなあとは思いました。以上です。

(会長)

今の意見、踏まえて検討していただきたいと思います。

今日、この報告に対して皆さん方から意見をいただきましたのもうよろしいですか、特に何かありましたら、伺いますけれども、よろしいでしょうか。

(委員)

17 ページですけども、流通業務地というところありますけど物流に対しての評価をしていたらなあという、工業地とかそういうところに、実際に需要もあるって書かれていますけれど、そういうふうにトラック利用だとか、あるいは、最近、追手筋通りで県警の協力を得て、バスやタクシーの乗り場というのが整備されたように聞いております。バスとかタクシーとか。特にバスでもですね、やはり基地ですね。車庫なんかにつきましても物流と同じようにやっていますが遠隔地で非常にバスも、乗り口まで遠い回送が行われていて非常に負担になりますので、バスに乗った状態では比較的あれなんですけれども、回送の面についても是非お願いしたなということが、1 点だけお願いしたらと思います。以上です。

(会長)

是非、検討してもらいます。

(委員)

すいません。8 ページと 9 ページのまちづくりの基本理念とまちづくりの目標のところですが、基本理念の 2 番目に安全を確保し生活が生きづくまちづくりということで、交通面に関し

では、かなり詳細に後のほうでも書かれておるのですが、犯罪に強いとか犯罪にあわないようなですね、まちづくりを入れていただいたらですね、例えば、まちをつくるのに街灯の整備や公園の配置を考えるとかですね、それが生きてくると思いますので是非お願いをします。

(事務局)

是非、検討のほうしてもらいます。

(会長)

だいたいよろしいでしょうか。それでは、今、出されました意見や、今後行われますパブリックコメントなどの意見を踏まえまして、このマスタープラン策定委員会のほうでは、見直し作業がおこなわれることとなります。そしてその後、このマスタープランが出来上がりましたら、公聴会や公告、縦覧などの法定手続きを経まして、本都市計画審議会の付議事項になりますのでその節はどうぞよろしく申し上げます。それでは、私の進行は、以上で終わらせていただきます。

(事務局)

どうも委員の皆様ご熱心なご討議ありがとうございました。それでは、本日の審議につきましては、これで終了いたします。

以上を持ちまして、第131回高知県都市計画審議会を閉会します。皆様、どうもありがとうございます。